

# 長岡京市住宅耐震化促進制度



耐震診断(負担金3千円)・耐震改修補助制度(本格改修:耐震改修費の4/5以内最高100万円  
簡易改修:耐震改修費の4/5以内最高40万円 シェルター設置:工事費の3/4以内最高30万円)

3千円の負担でできる耐震診断の制度です

①本格改修は耐震改修費の4/5で最高100万円、

②簡易改修は耐震改修費の4/5で最高40万円、

③シェルター設置は工事費の3/4で最高30万円を補助します

## ■長岡京市耐震診断士派遣事業(概要)

### 【対象住宅】

- 1、昭和56年5月31日以前に着工したもの  
または制度の対象となるり災証明書が交付されているもの。
- 2、木造住宅で延べ床面積の1/2以上を住宅として使用しているもの
- 3、自己診断の結果、倒壊等の危険性が高いもの

### 【必要書類】

- ・木造住宅耐震診断士派遣申込書
- ・「誰でもできるわが家の耐震診断」  
(市で用紙配布)
- ・所有者と住宅の建築年が分かる書類  
(固定資産税の通知、登記、名寄帳など)
- ・所有者と居住者が異なる場合は、それぞれがわかる  
書類(賃貸契約等)及び同意書
- ・り災証明書の写し(昭和56年6月1日以降に  
着工した木造住宅で、制度の対象となるり災証明書  
が交付されたものの場合)

### 【内容】

市が診断士(府登録診断士)を派遣して耐震診断を実施し、補強方法や概算費用、診断結果をお知らせします。

【費用】個人負担 **3,000円**

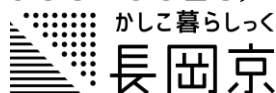
※いずれの事業も、予算の範囲内で必要書類が  
全て揃っているものから先着順に受付けております  
ので、予算額に達した場合は、申請受付を締め切ら  
せていただきます。

### 【制度の対象となるり災証明書】

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源と  
する地震に関するり災証明書

※詳細は、市住宅営繕課(☎955-9523)

までお問い合わせ下さい。



## ■長岡京市木造住宅耐震改修事業費補助金交付事業(概要)

### 【対象住宅】

- 1、①、③の場合は、昭和56年5月31日以前に着工  
したもの
  - 2、②の場合は、1又は制度の対象となるり災証明書が  
交付されているもの。
- ※いずれも建築基準法第6条第1項に規定する建築基準  
関係規定に違反していないこと。
- 3、木造住宅で延べ床面積の1/2以上を住宅として  
使用しているもの
  - 4、①・②の場合は耐震診断結果の評点が1.0未満で  
あるもの
  - 5、①の場合は、改修の結果評点が1.0以上となるもの  
(当面の間、0.7以上、1階0.7以上でも補助可)

**※市への申請より前に契約・着工されているものは対象外**  
**※瓦の修繕、屋根の一部ふき替え等は対象外**

### 【必要書類】

- ・木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書
- ・耐震改修工事・設計監理見積書
- ・耐震診断結果報告書写し
- ・耐震補強計画書(図面関係・補強図面・補強方法を示す  
図書等)
- ・耐震改修後の建物についての総合判定(建築士の記名・  
押印のあるもの)
- ・市税の完納証明書等
- ・所有者と住宅の建築年が分かる書類  
(固定資産税の通知、登記、名寄帳など)
- ・建築士免許証(写し)
- ・理由書(改修後の評点が0.7以上1.0未満の場合)
- ・り災証明書の写し(必要となる場合)

※本格改修・簡易改修・シェルター設置のそれぞれで  
必要となる書類が異なりますのでお問い合わせください。

### 【補助額】

本格改修は経費の4/5で最高**100万円**を補助。

簡易改修は経費の4/5で最高**40万円**を補助。

シェルター設置は経費の3/4で最高**30万円**を補助。